

証券コード 6463
2019年6月7日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目6番2号
T P R 株 式 会 社
代表取締役会長兼CEO 山 岡 秀 夫

第86回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第86回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月26日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目6番2号
新丸の内センタービル 10階 当社 本社会議室
(末尾の会場案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第86期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第86期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役9名選任の件
 - 第4号議案 監査役1名選任の件
 - 第5号議案 社外取締役の報酬額改定の件
 - 第6号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件
 - 第7号議案 社外取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件
 - 第8号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件以上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎下記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.tpr.co.jp>）に掲載していますので、本招集ご通知には記載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.tpr.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

##### ① 企業集団をめぐる経済環境

当連結会計年度を取り巻く経営環境は、国内は雇用環境が改善し緩やかな回復が続きました。海外は米国・欧州・アセアンの景気は堅調に推移する一方、中国は景気減速が見られました。また、米中貿易摩擦の激化や英国のEU離脱問題など、国際経済の不確実性は増しており、景気の先行きは不透明な状況となっております。

##### ② 業界の状況

当社グループが主として関連する自動車業界におきましては、国内は軽自動車の下支えし、インドやアセアン等の新興国は市場拡大も見られましたが、北米が踊り場となり、中国は前年度を下回るなど、二大市場の変化により厳しい環境となりました。

##### ③ 企業集団の状況

こうした経済環境のもと、当連結会計年度の売上高は、国内での受注増加や新規連結効果などにより2.8%増加いたしました。利益面は、売上増による増産効果に加えて継続的な原価低減活動の推進、経費圧縮などを実行いたしました。また、原材料の高騰や中国ビジネスの減速、新技術の量産立上げコスト、新商品の開発費用などにより、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益とも減少致しました。

当連結会計年度の業績数値につきましては、次のとおりであります。

|                     |             |        |           |
|---------------------|-------------|--------|-----------|
| 売上高                 | 1,926億19百万円 | (前年同期比 | 2.8%増)    |
| 営業利益                | 183億9百万円    | (      | 〃 11.9%減) |
| 経常利益                | 217億65百万円   | (      | 〃 9.4%減)  |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 | 115億15百万円   | (      | 〃 5.3%減)  |

セグメントの業績概況は、次のとおりであります。

<TPRグループ（除くファルテックグループ）>

① 日本

日本は、売上高は503億92百万円で、国内での受注増加及びゴム製品の製造・販売会社の連結化により、前年同期に比べて46億86百万円の増収となりました。セグメント利益は47億99百万円で、原材料の高騰や新技術の量産立上げコスト、新商品の開発費用などにより、前期に比べて4億85百万円の減益となりました。

② アジア

アジア地域は、売上高は329億56百万円で、中国市場の減速や販売単価の下落などにより、前期に比べて29億51百万円の減収となりました。セグメント利益は84億43百万円で、売上高の減少や原材料の高騰、新工場移転に伴う費用などにより、前年同期に比べて31億71百万円の減益となりました。

③ 北米

北米地域は、売上高は154億19百万円で、前期に比べて25百万円の減収となりました。セグメント利益は16億61百万円で、原材料の高騰などにより、前期に比べて1億43百万円の減益となりました。

④ その他地域

その他地域は、売上高は31億76百万円で、欧州での受注増加により、前期に比べて3億29百万円の増収となりました。セグメント利益は8億75百万円で、原材料の高騰などにより、前期に比べて23百万円の減益となりました。

<ファルテックグループ>

売上高は906億73百万円で、国内でのミリ波レーダーカバー、電装品等の新商品の販売増加や新規車種立上げ効果などにより、前期に比べて31億80百万円の増収となりました。セグメント利益は24億52百万円で、新規車種立上げ効果や生産合理化効果などにより、前期に比べて15億27百万円の増益となりました。

(2) 設備投資の状況

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

- ・ 合理化設備の拡充（日本拠点・北米拠点・アジア拠点）
- ・ ピストンリング、焼結製品の生産能力の拡充（日本拠点）
- ・ 自動車部品事業の生産設備・工具の拡充（ファルテックグループ）

② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

- ・ 合理化設備の拡充（日本拠点・アジア拠点）
- ・ ピストンリング、シリンダライナ、焼結製品の生産能力の拡充（日本拠点・アジア拠点）

③ 重要な固定資産の売却、撤去、減失

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

必要資金は全て自己資金と借入金で賄いました。

#### (4) 対処すべき課題

20中期経営計画（以下20中計）の初年度に当る当連結会計年度につきましては計画対比、売上高及び営業利益、経常利益ともに、中計目標を達成することができませんでした。要因としましては、中国の景気減速と原材料価格の高騰が中計策定時の見込みを大きく超えており、原価低減活動の推進や経費圧縮などを実行しましたがカバーすることができませんでした。当社グループとしましては、20中計の2年目となる2019年度においても、厳しい経営環境は続く見込みとなりますが、下記を中心とした課題に積極的に取り組み、20中計の目標に近づけるべく邁進致します。

- ① グループ経営への本格的シフト
- ② グループにおけるコア（パワートレイン）商品の圧倒的な競争力（性能・品質・コスト）の実現
- ③ 拡大する自動車市場でのグローバルシェアアップを実現する営業・開発・生産体制の強化
- ④ 新（非パワートレイン）商品の開発・拡大、新事業の創出による、将来の経営基盤の安定化
- ⑤ T P R 2 1 パートⅣ活動による生産拠点の革新的ものづくりの早期効果出し
- ⑥ 上記を支えるグローバル人材の確保・育成と働き甲斐のある職場づくり

また、国内外のグループ各社を対象に引き続きコンプライアンス体制の拡充を図り、グループ・ガバナンスの強化を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解と、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                       | 第 83 期                      | 第 84 期                      | 第 85 期                      | 第 86 期                      |
|---------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
|                           | 自 2015年4月1日<br>至 2016年3月31日 | 自 2016年4月1日<br>至 2017年3月31日 | 自 2017年4月1日<br>至 2018年3月31日 | 自 2018年4月1日<br>至 2019年3月31日 |
| 売 上 高 (百万円)               | 174,628                     | 175,398                     | 187,398                     | 192,619                     |
| 経 常 利 益 (百万円)             | 24,134                      | 23,313                      | 24,023                      | 21,765                      |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益 (百万円) | 11,810                      | 12,281                      | 12,154                      | 11,515                      |
| 1株当たり当期純利益(円)             | 334.00                      | 346.84                      | 342.88                      | 324.53                      |
| 総 資 産 (百万円)               | 197,147                     | 208,932                     | 233,502                     | 232,275                     |
| 純 資 産 (百万円)               | 102,655                     | 115,396                     | 131,226                     | 135,472                     |
| 1株当たり純資産額(円)              | 2,264.98                    | 2,525.47                    | 2,903.71                    | 3,001.90                    |

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当連結会計年度より適用しており、前連結会計年度（第85期）の総資産は組替え後の金額で表示しております。



(6) 重要な親会社、子会社及び関連会社の状況

① 親会社との関係

当社には、親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                             | 資 本 金        | 議決権比率    | 主 要 な 事 業 内 容                                |
|-----------------------------------|--------------|----------|----------------------------------------------|
| T P R 工 業 (株)                     | 205百万円       | 100.0%   | シ リ ン ダ ラ イ ナ の 製 造                          |
| T P R 商 事 (株)                     | 90百万円        | 100.0%   | ピストンリング、シリンダライナ等の販売                          |
| T P R トータルサービス(株)                 | 65百万円        | 100.0%   | 建設業、産廃収集業、介護事業、コンビニ事業                        |
| T P R プリメック(株)                    | 10百万円        | 100.0%   | ピ ス ト ン リ ン グ の 製 造                          |
| T P R 熱 学 (株)                     | 90百万円        | 100.0%   | 遠 赤 外 線 機 器 等 の 製 造                          |
| T P R アルテック(株)                    | 100百万円       | 100.0%   | ア ル ミ 製 品 の 製 造                              |
| T P R E K 特殊金属(株)                 | 75百万円        | 100.0%   | 電極用銅合金の製造及び販売                                |
| T P R サンライト(株)                    | 60百万円        | 99.0%    | 産業用ゴムシール部品等の製造及び販売                           |
| T P R エンプラ(株)                     | 100百万円       | 100.0%   | 工業用プラスチック製品の製造及び販売                           |
| T P R ノブカワ(株)                     | 50百万円        | 100.0%   | 産 業 用 ゴ ム 部 品 の 製 造 及 び 販 売                  |
| T P R ノブカワ商事(株)                   | 50百万円        | ※ 80.0%  | 産 業 用 ゴ ム 部 品 の 販 売                          |
| T P R ア メ リ カ 社                   | 300千米ドル      | 100.0%   | ピストンリング、シリンダライナ等の販売                          |
| フェデラル・モーグル<br>テーピ ライナーズ 社         | 43百万米ドル      | ※ 54.0%  | シリンダライナの製造及び販売                               |
| ユナイテッドピストンリング社                    | 21百万米ドル      | ※ 93.2%  | ピ ス ト ン リ ン グ の 製 造                          |
| TPRフェデラル・モーグルテネシー社                | 20百万米ドル      | ※ 100.0% | シリンダライナの製造及び販売                               |
| T P R ブ ラ ジ ル 社                   | 79百万レアル      | ※ 100.0% | シリンダライナの製造及び販売                               |
| T P R ヨーロッパ社                      | 204千ユーロ      | 100.0%   | ピストンリング、シリンダライナ等の販売                          |
| フェデラル・モーグルテーピ<br>ライナ ヨーロッパ 社      | 9百万リラ        | 50.0%    | シリンダライナの製造及び販売                               |
| T P R アシアンセールス<br>( タ イ ラ ン ド ) 社 | 8百万バーツ       | 49.0%    | ピストンリング、シリンダライナ等の販売                          |
| P T. T P R セールスインドネシア             | 39,423百万ルピア  | ※ 100.0% | ピストンリング、シリンダライナ等の販売                          |
| P T. T P R インドネシア                 | 359,236百万ルピア | ※ 100.0% | ピ ス ト ン リ ン グ の 製 造                          |
| T P R ベトナム 社                      | 26百万米ドル      | 100.0%   | ピストンリング、シリンダライナ、焼結製バルブ<br>シート・バルブガイド等の製造及び販売 |
| T P R オートパーツMFG.<br>イ ン デ ィ ア 社   | 670百万ルピー     | ※ 100.0% | シリンダライナの製造及び販売                               |

| 会 社 名                         | 資 本 金    | 議決権比率    | 主 要 な 事 業 内 容            |
|-------------------------------|----------|----------|--------------------------|
| 安慶帝伯粉末冶金有限公司                  | 94百万元    | 50.1%    | 焼結製バルブシート・バルブガイド等の製造及び販売 |
| 安慶帝伯格茨缸套有限公司                  | 205百万元   | 41.7%    | シリンダライナの製造及び販売           |
| 南京帝伯熱学有限公司                    | 5百万元     | 60.0%    | 温度調節弁等の製造及び販売            |
| 帝伯三徳拓橡塑製品(上海)有限公司             | 12百万元    | ※ 100.0% | 産業用ゴムシール部品等の製造及び販売       |
| 帝伯愛爾(天津)企業管理有限公司              | 12百万元    | 100.0%   | ピストンリング、シリンダライナ等の販売      |
| 安慶安帝技益精機有限公司                  | 24百万元    | 60.0%    | 機 械 の 設 計、施 工 及 び 販 売    |
| (株) ファルテック                    | 2,291百万円 | 55.5%    | 自動車外装部品、自動車用品の製造及び販売     |
| (株) アルティア                     | 350百万円   | ※ 100.0% | 自動車検査・整備用機器等の製造及び販売      |
| ファルテック<br>アメリカ社               | 1百万米ドル   | ※ 100.0% | 自動車用品の製造及び販売             |
| ファルテック<br>ヨーロッパ社              | 47百万ポンド  | ※ 100.0% | 自動車外装部品の製造及び販売           |
| 広東発爾特克汽車用品有限公司                | 20百万元    | ※ 70.0%  | 自動車用品の製造及び販売             |
| 佛山発爾特克汽車零部件有限公司               | 163百万元   | ※ 100.0% | 自動車外装部品の製造及び販売           |
| ファルテック SRG グローバル<br>(タイランド) 社 | 662百万バーツ | ※ 80.0%  | 自動車用品の製造及び販売             |
| 湖北発爾特克汽車零部件有限公司               | 110百万元   | ※ 51.0%  | 自動車外装部品の製造及び販売           |

- (注) 1. 議決権比率の欄の※印は、当社の子会社による所有を含む比率で表示しております。  
2. 安慶安帝技益精機有限公司は、重要性が増したため、重要な子会社の範囲に含めております。

### ③ 重要な関連会社の状況

| 会 社 名                       | 資 本 金      | 議決権比率   | 主 要 な 事 業 内 容                   |
|-----------------------------|------------|---------|---------------------------------|
| 安慶帝伯格茨活塞環有限公司               | 347百万元     | 35.7%   | ピストンリングの製造及び販売                  |
| フェデラル・モーグル<br>テーピヨーロッパ社     | 33百万ユーロ    | ※ 33.3% | ピストンリングの製造及び販売                  |
| Y & T パワーテック社               | 9,000百万ウォン | 40.0%   | シリンダライナ、焼結製バルブシート・バルブガイドの製造及び販売 |
| フェデラル・モーグル<br>TPR (インドニア) 社 | 100百万ルピー   | 40.0%   | ピストンリングの製造及び販売                  |
| 柳伯安麗活塞環有限公司                 | 89百万元      | 35.0%   | ピストンリングの製造及び販売                  |
| 輝門環新(安慶)粉末冶金<br>有 限 公 司     | 100百万元     | 20.0%   | 焼結製バルブシート・バルブガイド等の製造及び販売        |

- (注) 1. 議決権比率の欄の※印は、当社の子会社による所有を含む比率で表示しております。  
2. 輝門環新(安慶)粉末冶金有限公司は、重要性が増したため、重要な関連会社の範囲に含めております。

(7) 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

当社グループは、主としてピストンリング、シリンダライナ、バルブシート、自動車外装部品、自動車用品、自動車検査・整備用機器等の製造販売を行っており、そのほかアルミ製品、工業用プラスチック製品、産業用ゴム部品等の製造販売の事業活動を展開しております。

|                                 | 事業区分                      |       | 主要製品                                                                           |
|---------------------------------|---------------------------|-------|--------------------------------------------------------------------------------|
| T<br>P<br>R<br>グ<br>ル<br>ー<br>プ | TPRグループ<br>(除くファルテックグループ) | 日本    | ピストンリング、シリンダライナ、バルブシート、アルミ製品、工業用プラスチック製品、産業用ゴム部品等                              |
|                                 |                           | アジア   | ピストンリング、シリンダライナ、バルブシート、温度調節弁、産業用ゴムシール部品等                                       |
|                                 |                           | 北米    | ピストンリング、シリンダライナ等                                                               |
|                                 |                           | その他地域 | ピストンリング、シリンダライナ等                                                               |
|                                 | ファルテックグループ                |       | 自動車関連製品：<br>(自動車外装部品：ラジエターグリル、ウインドウモール等)、(自動車用品：エアロパーツ、ルーフレール等)、(自動車検査・整備用機器等) |

(8) 主要な営業所及び工場（2019年3月31日現在）

① 当社

本社 東京都千代田区丸の内一丁目6番2号

営業所 東京、浜松、名古屋、大阪、広島

工場 長野県 岡谷市、岐阜県 可児市

② 重要な子会社

重要な子会社の情報は、「1.企業集団の現況に関する事項 (6)重要な親会社、子会社及び関連会社の状況 ② 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

(9) 使用人の状況（2019年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 使用人数          | 前年度末比増減     |
|---------------|-------------|
| 7,171 (958) 名 | 67名増 (31名増) |

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 当社及び連結子会社の就業員数を記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数        | 前年度末比増減     | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-------------|-------------|-------|--------|
| 758 (158) 名 | 20名増 (31名増) | 43.8歳 | 20.7年  |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況（2019年3月31日現在）

| 借 入 先               | 借 入 額     |
|---------------------|-----------|
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行   | 10,224百万円 |
| 株 式 会 社 横 浜 銀 行     | 4,590     |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 3,316     |
| 農 林 中 央 金 庫         | 3,062     |
| 株 式 会 社 東 邦 銀 行     | 2,691     |

2. 会社の株式に関する事項（2019年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 135,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 36,100,099株  
（自己株式 519,601株を含む）  
(3) 株主数 4,616名  
(4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                                  | 持 株 数   | 出 資 比 率 |
|--------------------------------------------------------|---------|---------|
| 明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社                                | 2,395千株 | 6.73%   |
| 損 害 保 険 ジ ャ パ ン 日 本 興 亜 株 式 会 社                        | 2,293   | 6.44    |
| 日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 信 託 口          | 2,162   | 6.07    |
| ト ヨ タ 自 動 車 株 式 会 社                                    | 2,070   | 5.81    |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行                                      | 1,518   | 4.26    |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 信 託 口              | 1,488   | 4.18    |
| ヒ ュ ー リ ッ ク 株 式 会 社                                    | 1,231   | 3.46    |
| J. P. MORGAN BANK LUXEMBO<br>U R G S . A . 3 8 0 5 7 8 | 937     | 2.63    |
| 東 京 建 物 株 式 会 社                                        | 933     | 2.62    |
| T P R 取 引 先 持 株 会                                      | 880     | 2.47    |

（注）出資比率は自己株式（519,601株）を控除して計算しております。（小数点第3位以下切捨て）

- (5) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。



### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における、当社会社役員の保有する新株予約権（職務執行の対価として交付したもの）の状況

・目的となる株式の種類

普通株式（新株予約権1個につき 100株）

・取締役、その他の会社役員の保有する新株予約権の区分別合計

|                   | 回次<br>(行使価額)     | 行使期間                     | 新株予約権<br>の数 | 目的である<br>株式の数 | 保有者数 |
|-------------------|------------------|--------------------------|-------------|---------------|------|
| 取締役<br>(社外取締役を除く) | 第13回<br>(2,787円) | 2016年7月1日<br>～2019年6月30日 | 130個        | 13,000株       | 4人   |
|                   | 第14回<br>(3,362円) | 2017年7月1日<br>～2025年3月31日 | 400         | 40,000        | 7    |
|                   | 第15回<br>(2,806円) | 2018年7月1日<br>～2026年3月31日 | 400         | 40,000        | 7    |

- (2) 当事業年度中に、当社使用人または当社子会社の役員及び使用人に交付した新株予約権等（職務執行の対価として交付したもの）の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

- ①当事業年度末日における、当社執行役員（非会社役員）等の保有する新株予約権等の状況は、次のとおりです。

・目的となる株式の種類

普通株式（新株予約権1個につき 100株）

|      | 回次<br>(行使価額)     | 行使期間                     | 新株予約権<br>の数 | 目的である<br>株式の数 | 保有者数 |
|------|------------------|--------------------------|-------------|---------------|------|
| 執行役員 | 第13回<br>(2,787円) | 2016年7月1日<br>～2019年6月30日 | 90個         | 9,000株        | 5人   |
|      | 第14回<br>(3,362円) | 2017年7月1日<br>～2025年3月31日 | 240         | 24,000        | 12   |
|      | 第15回<br>(2,806円) | 2018年7月1日<br>～2026年3月31日 | 340         | 34,000        | 14   |
| 元役員  | 第14回<br>(3,362円) | 2017年7月1日<br>～2025年3月31日 | 280         | 28,000        | 5    |
|      | 第15回<br>(2,806円) | 2018年7月1日<br>～2026年3月31日 | 300         | 30,000        | 5    |

- ②当社株式についての株式分割等を行った場合は、新株予約権の「目的である株式の数」と「行使価額」について必要な調整を実施します。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況（2019年3月31日現在）

| 地 位                      | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                               |
|--------------------------|---------|--------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役<br>会 長 兼 C E O | 山 岡 秀 夫 |                                            |
| 代 表 取 締 役<br>社 長 兼 C O O | 岸 雅 伸   |                                            |
| 代 表 取 締 役<br>取 締 役 会 議 長 | 富 田 健 一 |                                            |
| 取 締 役<br>取 副 社 長 執 行 役 員 | 末 廣 博   | 管理部門担当                                     |
| 取 締 役<br>取 専 務 執 行 役 員   | 小 松 良 幸 | 営業部門担当                                     |
| 取 締 役<br>取 常 務 執 行 役 員   | 矢 野 和 美 | 生産部門（シリンダライナ）担当<br>T P R工業(株)代表取締役社長       |
| 取 締 役<br>取 常 務 執 行 役 員   | 唐 澤 武 彦 | 海外事業部門担当                                   |
| 取 締 役<br>取 執 行 役 員       | 吉 江 博 彦 | 生産部門（ピストンリング、焼結製品）担当                       |
| 取 締 役                    | 鶴 田 六 郎 | 弁 護 士<br>(株)三井住友銀行監査役<br>K Y B(株)取締役       |
| 取 締 役                    | 本 家 正 隆 |                                            |
| 常 勤 監 査 役                | 加 藤 浩   |                                            |
| 常 勤 監 査 役                | 助 川 豊   |                                            |
| 監 査 役                    | 尾 崎 眞 二 | 損害保険ジャパン日本興亜(株)顧問<br>オートビジネスサービス(株)代表取締役社長 |
| 監 査 役                    | 蜷 川 欽 也 | 奥多摩工業(株)取締役                                |

- (注) 1. 取締役鶴田六郎氏、本家正隆氏は、社外取締役です。
2. 監査役助川豊氏、尾崎眞二氏及び蜷川欽也氏は、社外監査役です。
3. 2018年6月28日開催の第85回定時株主総会において、末廣博氏は取締役に、助川豊氏及び蜷川欽也氏は監査役に、それぞれ新たに選任され就任いたしました。
4. 2018年6月28日開催の第85回定時株主総会終結の時をもって、中村英剛氏は取締役に、波田隆重氏及び湊信幸氏は監査役をそれぞれ辞任し、小林純夫氏は任期満了により監査役を退任いたしました。
5. 当社は、取締役鶴田六郎氏及び本家正隆氏、並びに監査役助川豊氏、尾崎眞二氏及び蜷川欽也氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
6. 当社と社外取締役及び社外監査役（常勤監査役の助川豊氏を除く）との間では、会社法第423条第1項の賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等

| 区 分             | 支 給 人 員   | 支 給 額       |
|-----------------|-----------|-------------|
| 取 締 役           | 11名       | 334百万円      |
| 監 査 役           | 7         | 50          |
| 合 計<br>(うち社外役員) | 18<br>(7) | 385<br>(41) |

- (注) 1. 上記には、2018年6月28日開催の第85回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役3名を含んでいます。
2. 2011年6月29日開催の第78回定時株主総会において、取締役の報酬等の総額は年額400百万円以内、うち社外取締役分は年額16百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、及び2014年6月27日開催の第81回定時株主総会において、監査役の報酬等の総額は、年額70百万円以内とそれぞれ決議いただいております。
3. 支給額には、以下のものも含まれております。
- ・当事業年度に係る役員退職慰労引当金として計上した63百万円（取締役11名に対し61百万円、監査役5名に対し2百万円、うち社外役員5名に対し1百万円）
  - ・ストックオプション費用として計上した4百万円（取締役7名）
  - ・株式報酬制度として計上した株式給付引当金繰入額33百万円（取締役9名）
- この株式報酬制度につきましては、2017年6月29日開催の第84回定時株主総会において、取締役報酬額の内枠で決議をいただいております。

②当事業年度に支払った役員退職慰労金

2018年6月28日開催の第85回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金29百万円（取締役1名に対し7百万円、監査役3名に対し21百万円、うち社外監査役に対し13百万円）を支払うことが確定しております。

なお、上記金額には、上記①及び過年度の事業報告において記載した役員退職慰労引当金29百万円が充当されております。

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行者との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・監査役尾崎眞二氏は、オートビジネスサービス(株)の代表取締役社長を兼務しております。なお、当社と同社との間には、特別の関係はありません。

②他の法人等の社外役員等との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役鶴田六郎氏は、K Y B(株)の社外取締役及び(株)三井住友銀行の社外監査役を兼務しております。なお、当社と各社との間には、特別の関係はありません。
  - ・監査役蜷川欽也氏は、奥多摩工業(株)の社外取締役を兼務しております。
- なお、当社と同社との間には、特別の関係はありません。

③会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当する事項はありません。

④当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

(開催回数 取締役会15回、監査役会17回)

|               | 取 締 役 会 |       | 監 査 役 会 |       |
|---------------|---------|-------|---------|-------|
|               | 出 席 回 数 | 出 席 率 | 出 席 回 数 | 出 席 率 |
| 取 締 役 鶴 田 六 郎 | 15回     | 100%  | －       | －     |
| 取 締 役 本 家 正 隆 | 14      | 93    | －       | －     |
| 監 査 役 助 川 豊   | 12      | 100   | 13回     | 100%  |
| 監 査 役 尾 崎 眞 二 | 15      | 100   | 17      | 100   |
| 監 査 役 蜷 川 欽 也 | 12      | 100   | 13      | 100   |

(注)：監査役助川豊氏及び蜷川欽也氏の出席率は、2018年6月28日就任後の取締役会開催12回、監査役会開催13回が対象です。

- ・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役鶴田六郎氏は、長年にわたる法曹経験を生かした意見発言を行っております。

取締役本家正隆氏は、長年にわたる日本銀行及び金融業界経験を生かした意見発言を行っております。

監査役助川豊氏、尾崎眞二氏及び蜷川欽也氏は、長年にわたる金融経験や他社における役員としての経験・知見に基づき意見発言を行っております。

⑤当社子会社から役員として受けた報酬等の総額

該当する事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人  
(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                        | 支 払 額  |
|----------------------------------------|--------|
| ①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                   | 50百万円  |
| ②当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 148百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、在外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

- (3) 会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意をした理由

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積の算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額に同意しております。

- (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、または公序良俗に反する行為等があった場合、若しくは監査品質等の観点から適正な監査を図る必要がある場合において、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規程に則り「会計監査人の解任」または「会計監査人の不再任」に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、これを株主総会に付議することといたします。

また、監査役会は会計監査人が職務上の義務違反、任務懈怠等により職務の執行に支障があると認められ、解任が妥当と判断した場合は、株主総会を開催せずに監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会に報告いたします。

- (5) 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。



## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

TPR企業理念のもと、「内部統制システム整備に関する基本方針」を制定するとともに、会長兼CEO直轄のグループ・ガバナンス統轄室を設置し、業務の適切性の確保と、より効果的な内部統制システムの構築を推進し、継続的な改善を図っております。

なお、金融商品取引法が求める財務報告に関する内部統制報告制度（いわゆるJ-SOX法）についても当社は積極的に取り組みを実施しており、専門家の助言を得ながら適切、適正に対応しています。

#### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役、監査役、執行役員、社員を対象とする規程として「TPRグループコンプライアンス基本規程」及び「TPRコンプライアンス規程」を定め、遵守を図るとともに、法令違反等コンプライアンス懸念に関する内部通報体制として、弁護士事務所による社外受付窓口も備えたTPRグループ内部通報制度を導入しています。取締役会については「取締役会規程」の定めに基づき、定期または必要に応じて随時の適切な運営が確保されています。更に当社は監査役設置会社であり、取締役の職務執行については監査役会の定める監査方針及び分担に従い、各監査役の監査対象になっているほか、取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図ることとしています。

#### ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づきその保存媒体に応じて、適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持しています。

#### ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の業務遂行に係るリスクを的確に評価・認識し、個々のリスクにつきこれを予防するための措置、またはその損失を極小にするための措置を講ずるための「リスク管理規程」を定めています。

また、「TPR IT情報セキュリティ規程」に基づき、進歩するIT技術の有効利用促進と情報漏洩等のリスク予防の両立を図ることとしています。

- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 効果的・効率的な意思決定を行うため、当社の経営に係る重要事項については、常務執行役員以上の執行役員で構成される経営会議（以下、「経営会議」）において審議を行ったうえで、取締役会にて議案の決議を行っております。取締役会は月1回定例開催のほか必要に応じて随時開催しています。経営会議は月2回定例開催し、必要に応じて随時開催しています。
  - b. 業務執行については、「組織管理規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」においてそれぞれの執行責任者及び責任内容、執行手続を定め、効率的な業務遂行が行われるようにしています。
- ⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- a. 「TPRグループコンプライアンス基本規程」及び「TPRコンプライアンス規程」を定めています。この定めに基づき、会長兼CEOを統括責任者として、経営会議メンバーで構成する「コンプライアンス委員会」を設置しております。そのうえで、各部室長を推進責任者としてコンプライアンス体制の維持・向上を推進しています。
  - b. 社員教育体系の中に必須科目として、コンプライアンスの重要性を教育する内容を組み込んでいます。
  - c. 内部監査部門として、社長直属の部署を設置し、その重要監査領域として、コンプライアンスに係る監査を実施しています。
  - d. 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告することとしています。
  - e. 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての内部通報体制として、コンプライアンス統括部署、外部弁護士、あるいは監査役を情報受領者とする通報システムを設置しています。また、通報者は通報したことを理由として不利益な取扱いを受けないこととしています。
  - f. 監査役は当社の体制及び内部通報システムの運用に問題があると認める時は、取締役に改善策の策定を勧告することが出来るものとしています。
- ⑥ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社はグループ会社のコンプライアンス体制整備について「TPRグループコンプライアンス基本規程」を定めており、グループ会社各社は本規程に沿った体制を整備しています。
- ⑦ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 経営管理については、「関係会社管理規程」に従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてその職務執行状況をモニタリングするものとします。

⑧ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の業務遂行に係るリスクを的確に評価・認識し、個々のリスクにつきこれを予防するための措置、またはその損失を極小にするための措置を講ずるための「TPRグループリスク管理基本規程」を定めています。子会社各社は本規程に沿った体制を整備しています。

⑨ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の職務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置づけ等を勘案のうえ、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう監督しています。

また、子会社の経営に係る重要事項については、事前に当社経営会議において審議を行ったうえで、子会社の取締役会において執行を決定しています。子会社の取締役会は定例開催のほか必要に応じて随時開催しています。

⑩ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社は「TPRグループコンプライアンス基本規程」に沿った体制を整備しており、当社が子会社のコンプライアンス活動の監督を行う体制としています。また、子会社の取締役等及び使用人を通報者の範囲に含めた「TPRグループ内部通報規程」を定めております。

⑪ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

- a. 監査役からの要請により、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者2名を任命しています。
- b. 当該監査役補助者の独立性を確保するため、その任命・異動、評価等については、監査役の同意を得るものとしています。

⑫ 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

経営に重要な影響を与えると予想される事項を会長兼CEO等に報告することを定めた「特記事項報告書運営要領」が制定されており、監査役にも報告されています。また、取締役及び使用人を通報者の範囲に含めた「TPRグループ内部通報規程」を定めており、内部通報制度で得た情報は監査役へ伝えるとともに監査役への通報も可能としています。前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して事業の報告を求めまたは業務及び財産の状況の調査をすることが出来ることとしています。



⑬ 子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

前項に記載しております「特記事項報告書運営要領」に従い、子会社に関する事項も当社の監査役に報告されています。また、「TPRグループ内部通報規程」に従い、TPRグループ内部通報制度は子会社の取締役及び使用人も通報者の範囲に含めており、内部通報制度で得た情報は監査役へ伝えるとともに当社の監査役への通報も可能としています。前記にかかわらず、当社の監査役はいつでも必要に応じて、子会社の取締役及び使用人に対して事業の報告を求めまたは業務及び財産の状況の調査をすることが出来ることとしています。

⑭ 前2項の報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社と子会社の取締役及び使用人が、監査役の求めに応じて報告・調査に対応したことに対し、不利な取扱いを受けることはありません。また、当社と子会社の取締役及び使用人が、内部通報をした場合には「TPRグループ内部通報規程」に従い、通報したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保しています。

⑮ 監査役の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針

当社監査役の職務の執行に伴って生ずる費用については、監査役の請求に基づき、職務遂行に支障が生じることのないよう、速やかに処理するものとしています。

⑯ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、定期的に代表取締役との面談や社外取締役と意見交換する会合を持つとともに、監査室、グループ・ガバナンス統轄室、会計監査人及び子会社監査役と連携を保ち、監査役監査の実効性の確保に努めています。

⑰ 反社会的勢力との関係遮断及び排除するための体制

- a. 当社は、公共性ある企業の義務として反社会的勢力に対抗し、業務の公平性、健全性を維持するために、「TPRグループコンプライアンス基本規程」を制定し、断固たる態度で反社会的勢力を排除することとしています。
- b. 反社会的勢力対応部署を人事総務部とし、社内各部門への対応指示徹底及び社外各機関との密接な連絡により、反社会的勢力との関係遮断と排除を徹底しています。
- c. 詐称または代理等により反社会的勢力とは知らずに関係構築してしまった場合、判明した時点あるいは疑念が生じた時点で、社外各機関との密接な連絡により速やかに関係解消するものとしています。

⑱ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- a. 関係会社を含め、内部監査部門が内部統制システムについて、独立的評価を実施します。
- b. 独立的評価の結果を踏まえて、社長が内部統制報告書を作成します。
- c. 内部統制報告書の内容について、外部監査人が監査し評価することで、信頼性の高い財務報告の作成に繋げるものとします。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ① コンプライアンスに関する取り組み

- ・当社は、コンプライアンス強化を図るべくグループ・ガバナンス統轄室を設置し、国内外のグループ各社を対象に会計処理に関わる不正など業務全般にわたる不正行為を未然に防ぎ、また、不正行為を早期に察知できる仕組みを構築してグループ・ガバナンスの強化を図りました。
- ・当社は、当社及びグループ各社のコンプライアンス態勢を拡充するため、経営層による管理・監督ができる会議体に「コンプライアンス委員会」を改組し、合わせてコンプライアンス関係規程を改正いたしました。
- ・コンプライアンス委員会は2回開催し、当社及びグループ各社におけるコンプライアンス活動について審議するとともに、取締役会にコンプライアンス活動状況を報告いたしました。
- ・グループ共通の内部通報制度を拡充し、これまでの国内グループ会社に加えて独資の海外グループ会社に導入いたしました。また、この内部通報制度の運用状況等について、取締役会に報告いたしました。
- ・コンプライアンス教育・研修として、新任管理職、新入社員、海外赴任者へのコンプライアンス教育をその都度実施するとともに、グループ会社を含めてグループ・コンプライアンス基本規程、不正会計、独禁法、個人情報等のテーマ研修を行いました。そのほか、社員へのコンプライアンス啓発として、社内報にコンプライアンス関連記事を2回掲載しました。

### ② リスク管理に関する取り組み

- ・当社は、「リスク管理委員会」を1回開催し、当社及びグループ各社における内部リスクの管理について審議するとともに、重要なリスク案件についてモニタリングしました。

### ③ 取締役の職務執行の適正性及び効率性の向上に関する取り組み

- ・当社の取締役会は社外取締役2名を含む10名で構成され、社外監査役3名を含む全監査役も出席して15回取締役会を開催し、各議案についての審議及び業務執行状況の監督を実施しました。
- ・当社は、取締役会付議事項その他重要な業務執行を審議するため、経営会議を21回開催しました。

### ④ 企業集団における業務の適正性の向上に関する取り組み

- ・当社は、子会社の経営に関する重要事項について審議するため、経営会議を21回開催しました。
- ・当社は、子会社の取締役会に親会社の経営層を派遣し子会社の経営を管理・監督し、また、関係会社管理主管部署も取締役会に陪席して業務の適正性を確保しました。
- ・子会社発生リスク情報の親会社への即時報告、月例報告等により、子会社と緊密に連携しました。
- ・「コンプライアンス委員会」を2回開催し、グループ各社におけるコンプライアンス状況について確認し指示を行いました。



- ・子会社のモニタリングにつきましては、監査役の監査報告、内部監査部門による監査結果及び当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人と情報を共有しました。
- ⑤ 監査役への報告及び監査の実効性確保等に関する取り組み
  - ・当社の監査役会は、社外監査役3名を含む4名で構成されており、17回開催し監査に関する重要事項について報告を受けるとともに協議・決議を行いました。
  - ・社外監査役3名を含む全監査役は、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席し、業務の執行状況を把握したほか、会計監査人、取締役、各部署使用人から必要な報告、説明を受けました。

### (3) 会社の支配に関する基本方針

会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」の内容の概要は下記のとおりです。

#### I. 基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。もっとも、当社の株主の在り方について当社は、証券取引所への上場により株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えておりますので、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき決定されるべきものと考えています。

#### II. 基本方針の実現に資する取組み

当社は、1939年の創業より培ってきた材料・加工・表面処理技術等のものづくりを原点とし、エンジン機能部品メーカーとして、ピストンリング、シリンダライナ、バルブシート等のパワートレイン部品で、世界のお客様に満足していただくべく努力してまいりました。当社の企業理念である、

『わたくしたちは、動力機構の高度化を原点として、無限の可能性に挑戦し、優れた技術と価値ある商品の世界への提供を通じて、クリーンで、クオリティの高い地球社会の実現に貢献します。』

との精神のもと、事業を展開しています。

また、近年当社は事業の多角化を推進しており、非金属材料産業への参画を進めています。2012年4月に株式会社ファルテックに出資、さらに2017年12月には株式会社ノブカワを子会社化（2018年4月「TPRノブカワ株」に社名変更）し、事業の柱の二本化を図っています。

## 1. 中長期経営戦略の推進

2018年度からスタートした「20中期経営計画」では、TPRグループが各方面のステークホルダーの皆様のご期待に応え、世界市場で生き抜き勝ち抜くため、下記の経営4本柱を制定し推進してきました。

### <目指す姿>

技術力(Technology)・情熱(Passion)・信頼(Reliance)

を基盤として、4本の柱を確立するTPRグループの実現

1の柱 パワトレ商品のダントツNo.1を追求

2の柱 新規事業の積極展開をスピードアップ

3の柱 安全・環境・防災の徹底

4の柱 働き甲斐のある職場づくり

<スローガン> Innovate&Expand / Globally & Speedily (IEGS)

## 2. コーポレートガバナンス（企業統治）の推進

当社は、企業理念（上記）を制定し、地球社会の一員としての企業を発展させるべく、コーポレートガバナンスの充実に努めています。

① 基本規程として「TPRグループコンプライアンス基本規程」を策定し、企業理念の精神を具体化した役員及び社員の行動指針として定めています。さらに、全社横断組織としてコンプライアンス委員会を設置するなど、企業統治に関する組織、規程を充実させ、企業の透明性、効率性、健全性を向上するべく推進しています。

② 経営の体制として、業務執行と監督機能区分を明確化するため、執行役員制度を2005年より導入し、更に2011年からは、会長兼CEOと社長兼COOを新設しました。また、2016年から取締役会の社外取締役を2名に増員、2018年から監査役会は4名の内3名を社外監査役とし、同じく2018年から指名報酬委員会を設置しました。以上のことから経営及び監査役監査の透明性、公平性を確保しています。

## Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（以下「本対応策」という）

### ① 本対応策導入の目的

上記Ⅰ. に述べた基本方針に照らして不適切な者によって大規模な当社株式の買付行為（以下「大規模買付行為」という）が行われ、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入したものです。

### ② 大規模買付ルール概要

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、事前に大規模買付行為を行う者（以下「大規模買付者」という）が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

③ 大規模買付行為がなされた場合の対応

i) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

ii) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

iii) 独立委員会の設置

対抗措置を講じるか否かについては、取締役会が最終的な判断を行いますが、本対応策を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会規程を定めるとともに、独立委員会を設置しました。

④ 株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。

⑤ 本対応策の適用開始、有効期限、継続及び廃止

本対応策は、2007年2月8日に当社取締役会の決議をもって同日より発効し、2007年6月28日に開催された第74回定時株主総会において承認いただきました。その後、2010年6月25日開催の第77回定時株主総会、2013年6月27日開催の第80回定時株主総会及び2016年6月29日開催の第83回定時株主総会において継続承認をいただいております。

Ⅳ. 本対応策が基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応策は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっています。

② 株主意思を重視するものであること

本対応策は、当社取締役会決議にて決定いたしました。2007年6月28日開催の第74回定時株主総会、2010年6月25日開催の第77回定時株主総会、2013年6月27日開催の第80回定時株主総会及び2016年6月29日開催の第83回定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただいたことで、株主の皆様のご意向が反映されたものとなっております。

③ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本対応策における対抗措置の発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会により行われることとされています。

また、その判断の概要については株主の皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本対応策の透明な運用が行われる仕組みが確保されています。

④ 合理的な客観的要件の設定

本対応策における対抗措置の発動は、上記Ⅲ.③「大規模買付行為がなされた場合の対応」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

なお、有効期間満了にあたり、本対応策の仕組みを一部変更の上で継続することを株主の皆様にお諮りしております。招集通知に添付の株主総会参考書類46ページから62ページをご参照ください。



# 連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部       |         | 負 債 の 部         |         |
|---------------|---------|-----------------|---------|
| 科 目           | 金 額     | 科 目             | 金 額     |
| 流 動 資 産       | 114,600 | 流 動 負 債         | 69,184  |
| 現 金 及 び 預 金   | 39,248  | 支払手形及び買掛金       | 18,663  |
| 受取手形及び売掛金     | 46,279  | 電 子 記 録 債 務     | 10,355  |
| 商 品 及 び 製 品   | 11,702  | 短 期 借 入 金       | 25,230  |
| 仕 掛 品         | 4,254   | リ ー ス 債 務       | 707     |
| 原材料及び貯蔵品      | 7,126   | 未 払 法 人 税 等     | 1,371   |
| そ の 他         | 6,302   | 賞 与 引 当 金       | 2,286   |
| 貸 倒 引 当 金     | △313    | そ の 他           | 10,568  |
| 固 定 資 産       | 117,675 | 固 定 負 債         | 27,618  |
| 有 形 固 定 資 産   | 69,099  | 長 期 借 入 金       | 14,116  |
| 建 物 及 び 構 築 物 | 21,613  | リ ー ス 債 務       | 217     |
| 機械装置及び運搬具     | 29,429  | 繰 延 税 金 負 債     | 5,379   |
| 土 地           | 9,489   | 退職給付に係る負債       | 6,338   |
| リ ー ス 資 産     | 1,007   | 役員退職慰労引当金       | 1,005   |
| 建 設 仮 勘 定     | 5,167   | 役員株式給付引当金       | 107     |
| そ の 他         | 2,391   | 資 産 除 去 債 務     | 101     |
| 無 形 固 定 資 産   | 2,601   | そ の 他           | 352     |
| の れ ん         | 667     | 負 債 合 計         | 96,802  |
| そ の 他         | 1,934   | 純 資 産 の 部       |         |
| 投資その他の資産      | 45,974  | 株 主 資 本         | 96,261  |
| 投 資 有 価 証 券   | 24,563  | 資 本 金           | 4,758   |
| 長 期 貸 付 金     | 32      | 資 本 剰 余 金       | 4,209   |
| 出 資 金         | 11,652  | 利 益 剰 余 金       | 88,412  |
| 退職給付に係る資産     | 4,892   | 自 己 株 式         | △1,118  |
| 繰 延 税 金 資 産   | 3,164   | その他の包括利益累計額     | 10,258  |
| そ の 他         | 1,687   | その他有価証券評価差額金    | 10,083  |
| 貸 倒 引 当 金     | △18     | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益   | △0      |
| 資 産 合 計       | 232,275 | 為替換算調整勘定        | 12      |
|               |         | 退職給付に係る調整累計額    | 162     |
|               |         | 新 株 予 約 権       | 161     |
|               |         | 非 支 配 株 主 持 分   | 28,791  |
|               |         | 純 資 産 合 計       | 135,472 |
|               |         | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 232,275 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             |     | 金 額   |         |
|-----------------|-----|-------|---------|
| 売上              | 高価  |       | 192,619 |
| 売上              | 原価  |       | 146,415 |
| 販売費             | 総利益 |       | 46,203  |
| 及び一般管理費         |     |       | 27,894  |
| 営業利益            |     |       | 18,309  |
| 営業外収益           |     |       |         |
| 受取利息            |     | 343   |         |
| 受取配当金           |     | 800   |         |
| 持分法による投資利益      |     | 2,120 |         |
| その他             |     | 1,076 | 4,341   |
| 営業外費用           |     |       |         |
| 支払利息            |     | 307   |         |
| 為替差損            |     | 215   |         |
| 貸倒引当金繰入         |     | 216   |         |
| その他             |     | 146   | 885     |
| 経常利益            |     |       | 21,765  |
| 特別利益            |     |       |         |
| 固定資産売却益         |     | 11    |         |
| 新株予約権戻入益        |     | 17    |         |
| 減損損失戻入益         |     | 90    | 119     |
| 特別損失            |     |       |         |
| 固定資産除却損         |     | 205   |         |
| 減損損失            |     | 365   |         |
| 投資有価証券評価損       |     | 381   | 952     |
| 税金等調整前当期純利益     |     |       | 20,931  |
| 法人税、住民税及び事業税    |     | 4,565 |         |
| 法人税等調整額         |     | 74    | 4,640   |
| 当期純利益           |     |       | 16,291  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |     |       | 4,776   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |     |       | 11,515  |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|-------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高               | 4,754   | 4,205     | 78,790    | △1,131  | 86,619      |
| 当 期 変 動 額               |         |           |           |         |             |
| 新 株 の 発 行               | 4       | 4         |           |         | 8           |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |           | △1,885    |         | △1,885      |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益     |         |           | 11,515    |         | 11,515      |
| 自己株式の取得                 |         |           |           | △0      | △0          |
| 自己株式の処分                 |         |           |           | 13      | 13          |
| 連結子会社増加<br>に伴う増減        |         |           | 133       |         | 133         |
| 持分法適用会社<br>増加に伴う増減      |         |           | △141      |         | △141        |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |         |           |           |         |             |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 4       | 4         | 9,621     | 12      | 9,641       |
| 当 期 末 残 高               | 4,758   | 4,209     | 88,412    | △1,118  | 96,261      |

|                         | その他の包括利益累計額          |             |              |                      |                       | 新株予約権 | 非支配<br>株主持分 | 純資産合計   |
|-------------------------|----------------------|-------------|--------------|----------------------|-----------------------|-------|-------------|---------|
|                         | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ<br>損益 | 為替換算<br>調整勘定 | 退職給付<br>に係る調整<br>累計額 | その他の<br>包括利益<br>累計額合計 |       |             |         |
| 当 期 首 残 高               | 12,087               | △0          | 3,519        | 791                  | 16,397                | 167   | 28,041      | 131,226 |
| 当 期 変 動 額               |                      |             |              |                      |                       |       |             |         |
| 新 株 の 発 行               |                      |             |              |                      |                       |       |             | 8       |
| 剰 余 金 の 配 当             |                      |             |              |                      |                       |       |             | △1,885  |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益     |                      |             |              |                      |                       |       |             | 11,515  |
| 自己株式の取得                 |                      |             |              |                      |                       |       |             | △0      |
| 自己株式の処分                 |                      |             |              |                      |                       |       |             | 13      |
| 連結子会社増加<br>に伴う増減        |                      |             |              |                      |                       |       |             | 133     |
| 持分法適用会社<br>増加に伴う増減      |                      |             |              |                      |                       |       |             | △141    |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | △2,003               | 0           | △3,507       | △628                 | △6,139                | △6    | 750         | △5,395  |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △2,003               | 0           | △3,507       | △628                 | △6,139                | △6    | 750         | 4,246   |
| 当 期 末 残 高               | 10,083               | △0          | 12           | 162                  | 10,258                | 161   | 28,791      | 135,472 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部         |         | 負 債 の 部                 |         |
|-----------------|---------|-------------------------|---------|
| 科 目             | 金 額     | 科 目                     | 金 額     |
| 流 動 資 産         | 27,568  | 流 動 負 債                 | 20,720  |
| 現 金 及 び 預 金     | 6,292   | 買 掛 金                   | 5,459   |
| 受 取 手 形         | 16      | 電 子 記 録 債 務             | 1,465   |
| 売 掛 金           | 9,485   | 短 期 借 入 金               | 10,692  |
| 電 子 記 録 債 権     | 1,413   | 未 払 金                   | 542     |
| 商 品 及 び 製 品     | 1,421   | 未 払 費 用                 | 543     |
| 仕 掛 品           | 1,995   | 未 払 法 人 税 等             | 351     |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品 | 974     | 前 受 金                   | 35      |
| 前 払 費 用         | 93      | 預 り 金                   | 211     |
| 関係会社短期貸付金       | 2,263   | 賞 与 引 当 金               | 820     |
| そ の 他           | 3,788   | そ の 他                   | 598     |
| 貸 倒 引 当 金       | △176    | 固 定 負 債                 | 10,705  |
| 固 定 資 産         | 76,434  | 長 期 借 入 金               | 6,063   |
| 有 形 固 定 資 産     | 13,592  | 役員退職慰労引当金               | 944     |
| 建 物             | 2,987   | 役員株式給付引当金               | 107     |
| 構 築 物           | 342     | 資 産 除 去 債 務             | 48      |
| 機 械 及 び 装 置     | 6,022   | 繰 延 税 金 負 債             | 3,538   |
| 車 両 及 び 運 搬 具   | 13      | そ の 他                   | 4       |
| 工具器具及び備品        | 464     | 負 債 合 計                 | 31,425  |
| 土 地             | 2,608   | 純 資 産 の 部               |         |
| 建 設 仮 勘 定       | 1,153   | 株 主 資 本                 | 63,195  |
| 無 形 固 定 資 産     | 245     | 資 本 金                   | 4,758   |
| の れ ん           | 13      | 資 本 剰 余 金               | 4,147   |
| 設 備 利 用 権       | 9       | 資 本 準 備 金               | 3,860   |
| ソ フ ト ウ ェ ア     | 144     | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 286     |
| 特 許 権           | 78      | 利 益 剰 余 金               | 55,408  |
| 投資その他の資産        | 62,596  | 利 益 準 備 金               | 418     |
| 投 資 有 価 証 券     | 18,522  | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 54,989  |
| 関 係 会 社 株 式     | 27,143  | 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金       | 192     |
| 出 資 金           | 216     | 別 途 積 立 金               | 46,248  |
| 関 係 会 社 出 資 金   | 12,269  | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 8,549   |
| 従 業 員 長 期 貸 付 金 | 8       | 自 己 株 式                 | △1,118  |
| 前 払 年 金 費 用     | 3,940   | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 9,220   |
| 長 期 前 払 費 用     | 6       | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 9,220   |
| そ の 他           | 496     | 新 株 予 約 権               | 161     |
| 貸 倒 引 当 金       | △7      | 純 資 産 合 計               | 72,576  |
| 資 産 合 計         | 104,002 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計         | 104,002 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 損 益 計 算 書

（2018年 4 月 1 日から  
2019年 3 月31日まで）

（単位：百万円）

| 科 目                     | 金 額   |        |
|-------------------------|-------|--------|
| 売 上 高                   |       | 45,794 |
| 売 上 原 価                 |       | 33,708 |
| 売 上 総 利 益               |       | 12,086 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |       | 8,671  |
| 営 業 利 益                 |       | 3,415  |
| 営 業 外 収 益               |       |        |
| 受 取 利 息                 | 46    |        |
| 受 取 配 当 金               | 5,311 |        |
| 経 営 指 導 料               | 232   |        |
| そ の 他                   | 379   | 5,969  |
| 営 業 外 費 用               |       |        |
| 支 払 利 息                 | 101   |        |
| 為 替 差 損                 | 98    |        |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額         | 176   |        |
| そ の 他                   | 35    | 410    |
| 経 常 利 益                 |       | 8,974  |
| 特 別 利 益                 |       |        |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 7     |        |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益         | 17    | 24     |
| 特 別 損 失                 |       |        |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損       | 388   |        |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 87    |        |
| 減 損 損 失                 | 220   |        |
| そ の 他                   | 2     | 698    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |       | 8,300  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 1,315 |        |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △631  | 683    |
| 当 期 純 利 益               |       | 7,616  |

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

( 2018年4月1日から  
2019年3月31日まで )

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |           |              |             |           |               |           |             |             |        | 株主資本<br>合計 |
|-------------------------|---------|-----------|--------------|-------------|-----------|---------------|-----------|-------------|-------------|--------|------------|
|                         | 資本金     | 資 本 剰 余 金 |              |             | 利 益 剰 余 金 |               |           |             |             | 自己株式   |            |
|                         |         | 資本準備金     | その他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | 利益準備金     | その他利益剰余金      |           |             | 利益剰余金<br>合計 |        |            |
|                         |         |           |              |             |           | 固定資産<br>圧縮積立金 | 別途<br>積立金 | 繰越利益<br>剰余金 |             |        |            |
| 当 期 首 残 高               | 4,754   | 3,856     | 286          | 4,143       | 418       | 193           | 40,648    | 8,416       | 49,677      | △1,131 | 57,443     |
| 当 期 変 動 額               |         |           |              |             |           |               |           |             |             |        |            |
| 新 株 の 発 行               | 4       | 4         |              | 4           |           |               |           |             |             |        | 8          |
| 固定資産圧縮<br>積立金の取崩        |         |           |              |             |           | △1            |           | 1           | －           |        | －          |
| 別 途 積 立 金               |         |           |              |             |           |               | 5,600     | △5,600      | －           |        | －          |
| 自己株式の取得                 |         |           |              |             |           |               |           |             |             | △0     | △0         |
| 自己株式の処分                 |         |           |              |             |           |               |           |             |             | 13     | 13         |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |           |              |             |           |               |           | △1,885      | △1,885      |        | △1,885     |
| 当 期 純 利 益               |         |           |              |             |           |               |           | 7,616       | 7,616       |        | 7,616      |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |         |           |              |             |           |               |           |             |             |        |            |
| 当期変動額合計                 | 4       | 4         | －            | 4           | －         | △1            | 5,600     | 132         | 5,730       | 12     | 5,751      |
| 当 期 末 残 高               | 4,758   | 3,860     | 286          | 4,147       | 418       | 192           | 46,248    | 8,549       | 55,408      | △1,118 | 63,195     |

|                         | 評価・換算差額等         |                | 新株予約権 | 純資産合計  |
|-------------------------|------------------|----------------|-------|--------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |       |        |
| 当 期 首 残 高               | 11,163           | 11,163         | 167   | 68,775 |
| 当 期 変 動 額               |                  |                |       |        |
| 新 株 の 発 行               |                  |                |       | 8      |
| 固定資産圧縮<br>積立金の取崩        |                  |                |       | －      |
| 別 途 積 立 金               |                  |                |       | －      |
| 自己株式の取得                 |                  |                |       | △0     |
| 自己株式の処分                 |                  |                |       | 13     |
| 剰余金の配当                  |                  |                |       | △1,885 |
| 当 期 純 利 益               |                  |                |       | 7,616  |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | △1,943           | △1,943         | △6    | △1,949 |
| 当期変動額合計                 | △1,943           | △1,943         | △6    | 3,801  |
| 当 期 末 残 高               | 9,220            | 9,220          | 161   | 72,576 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

T P R 株式会社 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 日置重樹 ⑩

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山崎一彦 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、T P R 株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T P R 株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

T P R 株式会社 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 日置重樹 ⑩  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山崎一彦 ⑩  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、T P R 株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第86期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第86期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月21日

T P R 株 式 会 社      監 査 役 会

常勤監査役

加 藤                      浩 ⑩

常勤監査役  
(社外監査役)

助 川                      豊 ⑩

監査役  
(社外監査役)

尾 崎                      眞 二 ⑩

監査役  
(社外監査役)

蜷 川                      欽 也 ⑩

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりとしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

第86期の期末配当につきましては、当事業年度の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりとしたいと存じます。

##### ① 配当財産の種類

金銭

##### ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金27円

総額 960,673,446円

なお、当期は1株につき27円の間配当を既にお支払いしておりますので、これを合わせた年間配当金は1株につき54円となります。

##### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月28日

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の事業展開と経営基盤の強化を図るため、以下のとおりとしたいと存じます。

##### ① 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 5,400,000,000円

##### ② 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 5,400,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

以下の理由により、定款を一部変更するものです。

#### ①目的事項の追加、見直し

今後の事業展開に対応して新規項目を追加すると共に、従来の表記を統合・修正する。

#### ②取締役任期の変更

経営責任をより明確化し、経営環境変化への即応性を高めて機動的な経営遂行を実現するため、取締役の任期を1年（現：2年）に変更する。

### 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

（下線部分は変更箇所を示しています。）

| 現 行 定 款                                                                           | 変 更 案                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総 則                                                                           |                                                                       |
| （目 的）<br>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。                                                  | （目 的）<br>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。                                      |
| 1. 自動車用、建設機械用、農業機械用、船舶用、航空機用、その他各種<br><u>ピストンリング、シリンダライナ、バルブシート及びシール部品の製造及び販売</u> | 1. 自動車用、建設機器用、農業機器用、船舶用、航空機用、その他機器用の部品及び素材の研究開発、製造、販売及びこれらに関連するサービス提供 |
| （新規）<br>2. <u>原動機用、工作機械用、その他産業機械用の各種鋳造品、鉄・非鉄金属の表面処理加工製品の製造及び販売</u>                | 2. <u>通信機器用、電子機器用、電気機器用部品及び素材の研究開発、製造、販売及びこれらに関連するサービス提供</u>          |
| 3. <u>自動温度調節弁の製造及び販売</u>                                                          | （5. に統合）                                                              |
| 4. <u>遠赤外線発生基板の製造及びその加工製品の販売</u>                                                  | 3. <u>工業用、産業用、一般消費用機器、用品類及び設備の研究開発、製造、販売及びこれらに関連するサービス提供</u>          |
| 5. <u>除湿器及び熱交換器の製造及び販売</u>                                                        | （3. に統合）<br>（3. に統合）                                                  |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>6. <u>各種鋼材及び粉末冶金製品の加工及び販売</u></p> <p>7. <u>鉄・銅、アルミニウム、チタン等非鉄金属製品、樹脂製品、住宅附属設備製品、工業用ゴム製品等の製造、加工及び販売</u></p> <p>8. <u>自動車用、建設機械用、農業機械用、船舶用、航空機用等の機器、用品類の研究開発、製造及び販売</u></p> <p>(新規)</p> <p>9. <u>前各号の製品等の製造に関連する機械、装置、器具の製造及び販売</u></p> <p>10. <u>土木、建築工事の設計及び施工管理</u></p> <p>11. <u>動産及び不動産の売買、賃貸、仲介及び管理</u></p> <p>12. <u>損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業及び生命保険の募集業務</u></p> <p>13. <u>産業廃棄物処理業、自動車運送取扱業及び運送業、労働者派遣業</u></p> <p>(分割)</p> <p>14. <u>投資及び融資に関する業務</u></p> <p>15. <u>会社経理受託処理業務</u></p> <p>16. <u>情報処理サービス業</u></p> <p>17. <u>介護事業</u></p> <p>18. <u>小売業</u></p> <p>19. <u>前各号に附帯または関連する事業</u></p> | <p>4. <u>各種鋼材及び粉末冶金材料の研究開発、製造、販売及びこれらに関連するサービス提供</u></p> <p>5. <u>金属製品、樹脂製品、工業用ゴム製品及びそれらの表面処理加工製品の研究開発、製造、販売及びこれらに関連するサービス提供</u></p> <p>(3. に統合)</p> <p>6. <u>自然エネルギー等による発電事業及びその管理・運営ならびに電気の供給、販売等に関する事業</u></p> <p>7. <u>前各号の製品等の製造に関連する機械、装置、器具の開発、製造、販売及びこれらに関連するサービス提供</u></p> <p>8. <u>土木、建築工事の設計及び施工管理</u></p> <p>9. <u>動産及び不動産の売買、賃貸、仲介及び管理</u></p> <p>10. <u>損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業及び生命保険の募集業務</u></p> <p>11. <u>産業廃棄物処理業、自動車運送取扱業、運送業及び古物営業法に基づく古物商</u></p> <p>12. <u>労働者派遣業</u></p> <p>13. <u>投資及び融資に関する業務</u></p> <p>14. <u>会社経理受託処理業務</u></p> <p>15. <u>情報処理サービス業</u></p> <p>16. <u>介護事業</u></p> <p>17. <u>小売業</u></p> <p>18. <u>前各号に附帯または関連する事業</u></p> |



| 現 行 定 款                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第4章 取締役及び取締役会                                                                                                                                       |                                                                                                    |
| <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2</u> 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> | <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p> |

### 第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（10名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりです。

| 候補者<br>番号                                                                                        | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)            | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当社の<br>株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1                                                                                                | すえ ひろ ひろし<br>末 廣 博<br>(1958年9月11日生) | 1981年4月 (株)富士銀行入行<br>2003年5月 (株)みずほ銀行水戸支店長<br>2004年9月 (株)みずほコーポレート銀行欧州営業第一部長<br>2006年4月 同行欧州業務管理部長<br>2008年4月 同行執行役員営業第七部長<br>2011年4月 同行常務執行役員アジア・オセアニア地域統括役員<br>2014年4月 (株)みずほ銀行常務執行役員米州地域ユニット長<br>2015年4月 同行専務執行役員米州地域ユニット長<br>2017年4月 同行副頭取執行役員米州地域本部長<br>2018年5月 当社副社長執行役員<br>2018年6月 取締役副社長執行役員（現任）<br>担当：管理部門 | 300株           |
| 取締役候補者とした理由<br>末廣博氏は、他社役員を長期にわたり歴任後当社副社長執行役員を務め、金融・財務への豊富な経営経験と幅広い知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。 |                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                  | ふ り が な<br>氏 ( 生 年 月 日 ) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する当<br>社の株 式 数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 2                                                                                                                                                          | 岸 雅 伸<br>（1953年3月1日生）    | 1976年 4 月 当社入社<br>2000年 6 月 品質技術部長<br>2001年10月 生産技術部長<br>2004年10月 技術開発部長<br>2006年 6 月 技術企画室長<br>2007年 6 月 執行役員技術企画室長<br>2009年 8 月 執行役員技術企画室長兼製品<br>開発部長<br>2011年 6 月 取締役常務執行役員技術企画室長<br>2012年 6 月 取締役常務執行役員焼結技術部長<br>2014年 6 月 取締役専務執行役員<br>2016年 6 月 取締役専務執行役員経営企画<br>室長<br>2017年 6 月 代表取締役社長兼COO（現任）                    | 33,900株          |
| 取締役候補者とした理由<br>岸雅伸氏は、当社技術部門を長く歴任した後代表取締役社長兼COOを務め、TPRグループの製品及び事業への幅広い経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。                                                     |                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                  |
| 3                                                                                                                                                          | 富田 健 一<br>（1949年6月28日生）  | 1973年 4 月 (株)富士銀行入行<br>2001年 6 月 同行執行役員ロンドン支店長<br>2002年 4 月 (株)みずほコーポレート銀行常<br>務執行役員<br>2002年 6 月 同行理事<br>2002年10月 (株)損害保険ジャパン理事<br>2003年 4 月 同社執行役員<br>2004年 4 月 同社常務執行役員<br>2008年 6 月 同社取締役専務執行役員<br>2010年 4 月 同社取締役<br>2010年 6 月 当社常勤監査役<br>2011年 6 月 取締役副社長執行役員<br>2015年 6 月 代表取締役会長兼CEO<br>2018年 6 月 代表取締役取締役会議長（現任） | 50,400株          |
| 取締役候補者とした理由<br>富田健一氏は、他社役員を長期にわたり歴任後当社代表取締役会長兼CEO等を務め、豊富な経営経験と当社事業への幅広い知見を有していることから、TPRグループのコーポレートガバナンスの強化を推進するとともに、業務執行の監督を行うに適任であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。 |                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                  |

| 候補者<br>番号                                                                               | ふ り が な<br>氏 (生年月日)                   | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当社の<br>株式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 4                                                                                       | や の かず み<br>矢野 和美<br>(1957年2月8日生)     | 1982年 8 月 当社入社<br>2006年 6 月 長野工場生産技術部長<br>2009年 6 月 技術開発部長<br>2011年 6 月 長野工場生産技術部長<br>2012年 6 月 執行役員長野工場長兼生産企画室長<br>2013年12月 執行役員長野工場長<br>2017年 6 月 取締役常務執行役員兼TPR工業<br>(株)代表取締役社長(現任)<br>担当：生産部門(シリンダライナ)                                                                           | 7,500株         |
| 取締役候補者とした理由<br>矢野和美氏は、当社生産部門を長く歴任し、TPRグループの製品及び事業への幅広い経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。 |                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                |
| 5                                                                                       | から さわ たけ ひこ<br>唐澤 武彦<br>(1959年4月15日生) | 1983年 4 月 (株)富士銀行入行<br>2007年 7 月 みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 天津支店長<br>2010年 7 月 当社出向(総務部付主幹)<br>2011年 9 月 当社海外事業部付主幹帝伯環<br>新国際貿易(上海)有限公司出<br>向(総経理)<br>2012年 7 月 海外事業部付主幹帝伯愛爾(天津)<br>企業管理有限公司出向(総経理)<br>2014年 6 月 執行役員海外事業第二部長<br>2017年 6 月 取締役執行役員<br>2018年 6 月 取締役常務執行役員(現任)<br>担当：海外事業部門 | 2,900株         |
| 取締役候補者とした理由<br>唐澤武彦氏は、海外事業部門の要職を歴任しており、金融・財務を中心に豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。    |                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                     | ふ り が な<br>氏 (生年月日)      | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する当社の株式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 6                                                                                                                                                                                                         | ※ 伊井 明彦<br>(1960年9月11日生) | 1990年11月 当社入社<br>2009年 6 月 名古屋営業所長<br>2014年 6 月 営業企画部長<br>2015年 6 月 執行役員日系営業担当<br>2017年 9 月 執行役員営業企画部長(日系営業担当)<br>2018年 4 月 執行役員日系営業担当(現任)                                                                                                                                                                                            | 4,200株     |
| 取締役候補者とした理由<br>伊井明彦氏は、当社営業部門を長く経験し、T P R グループの製品及び事業への幅広い経験と知見を有していることから、取締役候補者となりました。                                                                                                                    |                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |            |
| 7                                                                                                                                                                                                         | 鶴田 六郎<br>(1943年6月16日生)   | 1970年 4 月 東京地方検察庁検事<br>2005年 4 月 名古屋高等検察庁検事長<br>2006年 6 月 退官<br>2006年 7 月 弁護士登録<br>2007年 6 月 当社取締役(現任)<br>2007年 9 月 J. フロント リテイリング(株)監査役<br>2012年 6 月 (株)三井住友フィナンシャルグループ監査役<br>(株)三井住友銀行監査役<br>2015年 6 月 K Y B(株)取締役(現任)<br>2017年 5 月 J. フロント リテイリング(株)取締役<br>2017年 6 月 (株)三井住友銀行監査役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>(株)三井住友銀行監査役<br>K Y B(株)取締役 | 3,400株     |
| 社外取締役候補者とした理由<br>鶴田六郎氏は、法曹界で重い役職を果たされた経験及び当社における社外取締役としての実績から、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断したものです。なお、同氏は社外取締役になること以外の方法で会社経営に関与したことは有りませんが、法曹界で重い役職を果たされた経験から、当社における内部統制の強化及びコンプライアンス遵守等の実現に適任であると考えております。 |                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |            |



| 候補者番号                                                                                                               | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する当社の株数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 8                                                                                                                   | ほん け まさ たか<br>本 家 正 隆<br>(1945年6月9日生)  | 1968年 4 月 日本銀行入行<br>1990年 5 月 同行松山支店長<br>1992年 4 月 同行大阪支店副支店長<br>1994年10月 同行考査局次長<br>1996年 5 月 同行発券局長<br>1997年 8 月 山根短資(株)専務取締役<br>1998年 8 月 同社代表取締役社長<br>2001年 4 月 セントラル短資(株)代表取締役社長<br>2007年 6 月 同社代表取締役会長<br>2013年 3 月 金融広報中央委員会会長<br>2016年 6 月 当社取締役（現任）                                                                                                                           | 500株      |
| <p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>本家正隆氏は、日本銀行及び金融業界で重い役職を果たされた経験及び経営者としての経験から、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断し、取締役候補者となりました。</p> |                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |           |
| 9                                                                                                                   | か とう とし ひさ<br>※加藤 敏久<br>(1953年11月25日生) | 1978年 4 月 味の素(株)入社<br>1996年 7 月 同社中央研究所専任部長<br>1998年 7 月 同社本社研究開発部専任部長<br>2000年 7 月 同社東海工場第一製造部長<br>2005年 4 月 同社ファイン・医薬工業化センター長<br>2006年 7 月 同社東海事業所長<br>2007年 7 月 同社執行役員東海事業所長<br>2009年 7 月 同社執行役員バイオ・ファイン事業本部AOC班長<br>2010年10月 同社執行役員バイオ・ファイン事業本部<br>素材・用途開発研究所長<br>2011年 7 月 同社常務執行役員研究統括補佐<br>オープンイノベーション担当<br>兼知的財産部担当<br>2013年 7 月 同社常務執行役員イノベーション研究所長<br>2017年 7 月 同社アドバイザー（現任） | 0株        |
| <p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>加藤敏久氏は、事業会社で長く役職を果たされた経験及び経営に携わられた経験から、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断し、取締役候補者となりました。</p>      |                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |           |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. ※印は新任候補者です。
3. 候補者鶴田六郎氏、本家正隆氏及び加藤敏久氏は、社外取締役候補者です。鶴田六郎及び本家正隆の両氏は当社の独立役員として東京証券取引所に届出をしております。加藤敏久氏につきましても、選任いただいた場合は同様に独立役員として届出をする予定です。
4. 鶴田六郎氏及び本家正隆氏は現在当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって鶴田六郎氏が12年、本家正隆氏が3年となります。
5. 当社は、社外取締役が期待される役割を充分発揮できるよう、鶴田六郎氏及び本家正隆氏とは損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏を選任いただいた場合は契約を継続する予定です。また、加藤敏久氏についても、選任いただいた場合は新規に契約する予定です。契約内容の概要は下記のとおりです。
- ・社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、社外取締役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

当社の監査役は定款で上限を5名と定めておりますが、現在は4名となっております。グループ会社増に伴う監査業務増大に対応するため、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりです。

| ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)                                                                             | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                    | 所有する当社の株式数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| ある が よし かず<br>※有賀 義和<br>(1956年8月27日生)                                                                | 1979年4月 当社入社<br>2006年3月 第一海外事業部主幹<br>2011年6月 海外事業部長<br>2013年6月 執行役員海外事業部長<br>2014年6月 執行役員海外事業第一部長<br>2015年6月 執行役員海外事業第一部長兼<br>海外営業第二部長<br>2017年6月 執行役員海外営業第二部長(現任) | 8,900株     |
| 監査役候補者とした理由<br>有賀義和氏は、当社の海外事業部門を長期にわたり歴任し、当社事業に関する豊富な経験と知見を有していることから、業務の監査を行うに適任であると判断し、監査役候補者としました。 |                                                                                                                                                                    |            |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. ※印は新任候補者です。

#### 第5号議案 社外取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬等の総額は、2011年6月29日開催の第78回定時株主総会において年額400百万円以内、うち社外取締役分年額16百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただき今日に至っておりますが、今回のガバナンス強化を目的とした社外取締役の増員提案および将来のさらなる増員を見据えて、第3号議案の承認可決を条件に、取締役報酬総額中の社外取締役分の報酬額を年額70百万円以内と改めさせていただきたいと存じます。

なお、現在の取締役は10名（うち社外取締役2名）ですが、第3号議案を原案どおり承認可決いただきますと、9名（うち社外取締役3名）となります。

## 第6号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役を退任される山岡秀夫氏、小松良幸氏及び吉江博彦氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりです。

| ふ<br>氏  | り<br>が  | な<br>名             | 略<br>歴                                                                                                                                                                           |
|---------|---------|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| やま<br>山 | おか<br>岡 | ひで<br>秀<br>お<br>夫  | 2003年 6 月 当社取締役<br>2005年 6 月 執行役員<br>2007年 6 月 常務執行役員<br>2009年 6 月 常務取締役<br>2010年 6 月 専務取締役<br>2011年 6 月 代表取締役社長兼ＣＯＯ<br>2017年 6 月 代表取締役副会長執行役員<br>2018年 6 月 代表取締役会長兼ＣＥＯ<br>現在に至る |
| こ<br>小  | まつ<br>松 | よし<br>良<br>ゆき<br>幸 | 2008年 6 月 当社執行役員<br>2012年 6 月 常務執行役員<br>2014年 6 月 取締役常務執行役員<br>2015年 6 月 取締役専務執行役員<br>現在に至る                                                                                      |
| よし<br>吉 | え<br>江  | ひろ<br>博<br>ひこ<br>彦 | 2015年 6 月 当社執行役員<br>2017年 6 月 取締役執行役員<br>現在に至る                                                                                                                                   |

## 第7号議案 社外取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社は、社外取締役報酬体系見直しの一環として、2019年5月15日開催の取締役会において社外取締役に対する退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。これに伴い、現社外取締役の鶴田六郎及び本家正隆の両氏に対し、本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を当社所定の基準に従い相当額の範囲内において打切り支給することとし、贈呈の時期は各氏の退任時としたうえで、その具体的な金額、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

打切り支給の対象となる取締役の略歴は、次のとおりです。

| 氏 名     | 略 歴                      |
|---------|--------------------------|
| 鶴 田 六 郎 | 2007年 6 月 当社取締役<br>現在に至る |
| 本 家 正 隆 | 2016年 6 月 当社取締役<br>現在に至る |



## 第8号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、2007年2月8日開催の当社取締役会において「当社株式の大規模買付行為への対応策」を導入し、直近では2016年6月29日開催の第83回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき継続しております（以下、第83回定時株主総会において承認いただいた内容を「現プラン」といいます。）が、その有効期限は、2019年6月開催の第86回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）終結の時までとなっております。当社では、現プラン導入後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

その結果、5月24日開催の当社取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に基づき定めた「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、本株主総会における株主の皆様の承認を条件に、現プランの一部を変更するとともに「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）として継続することを決定しました。

なお、本プランにつきましては、監査役4名は、いずれも具体的運用が適正に行われることを条件として、継続に賛成する旨の意見を述べております。

つきましては、本プランとして継続することについて株主の皆様のご承認をお願いするものであります。本プランの内容につきましては、次ページ以降をご参照頂きたいと存じます。

### <本プランの主な変更点>

#### ・大規模買付行為の基準となる議決権割合の変更

これまで、本プランの対象となる大規模買付行為の基準となる議決権割合を15%以上としておりましたが、これを20%以上に変更致しました。

#### ・大規模買付者に追加的情報提供を求める期限

これまで、大規模買付者に追加的情報提供を求める期限について、「適宜合理的な期限」としておりましたが、「60日を上限」という形で明確に致しました。

#### ・対抗措置発動の判断基準

当社取締役会が対抗措置を発動するか否かを判断する際の基準として、これまで9つの項目を定めておりましたが、これを、いわゆる高裁4類型+強圧的二段階買収の合計5つの項目に限定致しました。

#### ・株主意思確認

独立委員会から、対抗措置を発動するか否かにつき株主総会に諮るべきである旨の勧告を受けた場合において、当社取締役会が、株主意思を直接確認することが適切と判断するときには、株主総会の招集を決議し、対抗措置発動の是非に関する株主の皆様の意思を確認するものとししました。

## I. 基本方針の内容

当社は、安定的かつ持続的な企業価値の向上を図ることが株主共同の利益に資するものと考えており、経営課題として日々その実現に努めています。

当社の株主の在り方について当社は、金融商品取引所への上場により株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えておりますので、会社を支配する者の在り方は、株主の皆様全体の意思に基づき決定されるべきものと考えています。

したがって、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主が買付の条件等について検討したり、当社取締役会が代替案を提案するための合理的に必要な時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのあるものもあり得ます。このように不適切な大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えています。

## II. 基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に当社に投資を継続して頂くために、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下の施策を実施しております。これらの取組みは、上記 I. の基本方針の実現にも資するものと考えています。

### 1. 企業理念

当社は、1939年の創業より培ってきた材料・加工・表面処理技術等のものづくりを原点とし、ピストンリング、シリンダライナ、バルブシート、ミッションシールリング等のパワートレイン部品メーカーとして、世界のお客様に満足していただくべく努力してまいりました。当社の企業理念である、

わたくしたちは、

動力機構の高度化を原点として、無限の可能性に挑戦し、

優れた技術と価値ある商品の世界への提供を通じて、

クリーンで、クオリティの高い地球社会の実現に貢献します。

との精神のもと、事業を展開しています。

具体的には、世界6極を中心としたグローバルな生産販売体制を構築し、技術開発では、耐摩耗性と低フリクションを両立出来る「特殊 DLC 表面処理ピストンリング」、低張力と低オイル消費を両立出来る「特殊形状組合せオイルリング」、及びエンジン熱制御と軽量化を両立出来る「薄肉高強度特殊鋳肌シリンダライナ」を世界に先駆けて実用化、“オンリーワン”の価値ある独自製品の提供により、自動車産業の最重要課題である「地球環境に優しいエンジンづくり」にも貢献しています。

また、近年当社は事業の多角化を推進しており、非金属材料産業への参画も進めています。

## 2. 中期経営戦略の推進

2018年度にスタートした「20中期経営計画（20中計）」では、T P Rグループが世界市場で生き抜き勝ち抜くため、下記目標と10項目の基本戦略を推進していきます。

<目指す姿>

技術力(Technology)・情熱(Passion)・信頼(Reliance)

を基盤として、4本の柱を確立するT P Rグループの実現

1の柱 パワトレ商品のダントツNo.1を追求

2の柱 新規事業の積極展開をスピードアップ

3の柱 安全・環境・防災の徹底

4の柱 働き甲斐のある職場づくり

<スローガン> Innovate&Expand / Globally & Speedily (IEGS)

<基本戦略>

極める（ダントツNo.1）

- ①属する市場において、他社を圧倒的に凌駕する技術を確立する
- ②商品および業務においても最高品質を追求していく
- ③既存の枠を超えた革新的な生産の合理化を実現し、圧倒的な競争力を実現する
- ④グループ全体での最適「調達・物流・商流」を実現する

拓く（積極展開）

- ⑤グローバルに拡販活動と事業展開を行う
- ⑥新商品の開発・業務の変革を加速化する
- ⑦国内外問わずノウハウや技術の移転を推進する。また暗黙知の伝承を行う

支える（全体最適）

- ⑧営業・技術・生産・品質・管理全ての部門を含めた企業グループ経営の効率化、高度化を図る
- ⑨グループ全体として企業活動のインフラである安全・環境・防災を強力に推進・徹底する
- ⑩人材投資の積極化と、風通しの良い職場（報告ルール=Speed+1）を実現し、全社員が成長と働き甲斐を実感できる職場にする

### 3. コーポレートガバナンス（企業統治）の充実

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に成長させてゆくためにはコーポレートガバナンスの充実が必要不可欠と考えておりますので、以下の体制整備に取り組んでいます。

当社は取締役の監督機能と業務執行を分離するために、会長兼CEOと社長兼COOをはじめとする執行役員制度を導入しております。取締役会審議の効率化、活発化を目的に、常務執行役員以上の執行役員で構成される経営会議で重要案件について協議し、合意事項のみを取締役会に上程することを原則としています。経営会議は月2回定例開催し、必要に応じて随時開催しています。

グループ・ガバナンス強化に向けて、会長兼CEO直轄のグループ・ガバナンス統轄室を設置し、業務の適切性確保と、より効果的な内部統制システムの構築を推進するとともに継続的な改善を図っております。

取締役会は、原則として毎月開催するほか、必要に応じ随時開催しています。本株主総会での承認を経て、経営の監督機能強化等のため、全取締役9名のうち3分の1にあたる3名を社外取締役とする体制とします。3名は金融界、法曹界及び産業界出身の独立性の高い社外取締役を選任しています。さらに、取締役の経営責任をより明確化し、経営環境の変化への即応性を高めるために取締役任期を2年から1年に変更する予定です。

また、経営陣幹部の指名・報酬の透明性・客観性を強化するため、取締役会の諮問機関として、指名報酬委員会を設置しております。委員会の構成は3名以上とし、過半数を独立社外取締役としています。

本株主総会で承認を得て監査役を4名から5名体制に強化し、うち3名を専門的知見を持ち独立性の高い社外監査役とし、中立的、客観的な監査体制を確保しています。

内部監査部門として社長兼COO直属の監査室を設置し、コンプライアンス・内部統制等に係る監査を実施しています。監査室は、監査役と定期的にコミュニケーションを図り連携をとっています。

また、コンプライアンスにつきましては、会長兼CEOを統括責任者として、経営会議メンバーで構成する「コンプライアンス委員会」を設置し、各部室長を推進責任者としてコンプライアンス体制の維持・向上を推進しています。



### Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### 1. 本プランの目的

本プランは、上記Ⅰ. に述べた基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入するものです。

当社は、当社株式に対する大規模買付等が行われた場合には、合理的な一定のルールに基づいて株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保したり、大規模な買付行為を行う者と交渉を行うことが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにつながると考えています。そのため、当社は、本プランにおいて大規模な買付行為を行う際の情報提供等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為がなされた場合の対応方針として、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランを継続することといたしました。

#### 2. 対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）または、
  - (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）
- を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）または、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項又は同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。



### 3. 独立委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続きが進行されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会規程（概要につきましては、別紙2をご参照ください。）に基づき、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外有識者（注）の中から選任しています。独立委員会委員（予定を含む）の略歴につきましては、別紙3をご参照ください。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することといたします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

注：社外有識者とは、

経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいいます。

### 4. 大規模買付ルールの概要

#### (1) 大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為又は大規模買付行為の提案に先立ち、まず、当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約及び以下の内容等を日本語で記載した意向表明書をご提出いただきます。

- ① 大規模買付者の名称、住所
- ② 設立準拠法
- ③ 代表者の氏名
- ④ 国内連絡先
- ⑤ 提案する大規模買付行為の概要等

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨及び必要に応じ、その内容について公表します。

#### (2) 大規模買付者からの必要情報の提供

当社は、上記(1)の意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当社取締役会に対して、株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために提供いただくべき必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者に交付し、大規模買付者には、当該リストに従い、本必要情報を当社取締役会に書面で提出していただきます。本

必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- ①大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ②大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性等を含みます。）
- ③大規模買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
- ④大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤大規模買付行為の完了後に想定している役員候補（当社及び当社グループ事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策及び配当政策等
- ⑥大規模買付行為の完了後における当社及び当社グループの顧客、取引先、従業員その他の利害関係者と当社及び当社グループとの関係に関しての変更の有無及びその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、最初の情報提供を書面にて受領した日から起算して60日を上限として、本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、本必要情報の全てが大規模買付者から提供されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともにその旨を公表することとします。

また、当社取締役会が本必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める本必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を打ち切り、後記(3)の当社取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された本必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表します。

### (3) 当社取締役会による評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は、最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」と



います。)として設定します。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した外部専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

## 5. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見表明、又は代替案を提示することにより株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、以下の①から⑤のいずれかに該当し、結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲内で、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置を取ることがあります。

- ①株式を買い占め、その株式について当社に高値で買取りを要求する行為
- ②会社経営を一時的に支配して会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、当社の企業価値の礎を不当に毀損する行為
- ③会社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④会社を一時的に支配して会社の事業に当面関係しない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- ⑤大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付で当社の株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式の買付を行うことをいいます。)等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断された場合

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当を行う場合の概要は別紙4に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当を行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とすることや、新株予約権者に対して当社株式と

引き換えに当社が新株予約権を取得する旨の取得条項をつける等、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。

本プランにおいては、上記(1)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。但し、上記のとおり例外的に対抗措置を発動することについて判断する場合には、その判断の客観性及び合理性を担保するために、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置発動の必要性、相当性を十分検討した上で上記4(3)の取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置発動又は不発動について判断を行うものとします。

また、独立委員会から、対抗措置を発動するか否かにつき株主総会に諮るべきである旨の勧告を受けた場合において、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主意思を直接確認することが適切と判断するときには、当社取締役会は、取締役会評価期間内に、株主総会の招集を決議し、対抗措置発動の是非に関する株主の皆様意思を確認するものとします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、上記(1)で述べた対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。対抗措置を発動することについて判断するにあたっては、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討した上で発動の是非について判断するものとします。

また、独立委員会から、対抗措置を発動するか否かにつき株主総会に諮るべきである旨の勧告を受けた場合において、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主意思を直接確認することが適切と判断するときには、当社取締役会は、株主総会の招集を決議し、対抗措置発動の是非に関する株主の皆様意思を確認するものとします。

なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情を合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも本必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。



(3) 対抗措置発動の停止等について

前記(1)又は(2)において、当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の助言、意見又は勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において、無償割当が決議され、又は、無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権の無償割当を中止することとし、また、新株予約権の無償割当後においては、行使期間開始日の前日までの間は、当社による当該新株予約権の無償取得の方法により対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示します。

## 6. 株主・投資家の皆様に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主及び投資家の皆様に与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切にご判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記5.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、上記5.に記載した対抗措置をとることがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等にしたがって、当該決定について適時・適切に開示します。

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置の一つとして新株予約権の無償割当を行う場合は、割当期日における株主の皆様は、対価を払い込むことなく、その保有する株式数に応じて新株予約権が割当てられます。その後、当社が取得条項を付した当該新株予約権の取得の手続きを取る場合には、大規模買付者等以外の株主の皆様は、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため格別の不利益は発生しませ



ん。なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）を行う場合には、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても大規模買付行為がⅢ 5 (1) ①～⑤に該当し、会社に回復し難い損害をもたらす等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものです。

### (3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置の一つとして新株予約権の無償割当を行う場合は、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続きは必要となりません。但し、この場合当社は、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が「大規模買付者等でないこと等」を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当を行うことになった際に、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に基づき適時・適切に開示いたします。

## 7. 本プランの適用開始、有効期限、継続及び廃止

本プランは、本株主総会での承認をもって同日より発効することとし、有効期限は2022年6月開催予定の第89回定時株主総会の終結時までとします。

本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、当社株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会において本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに開示します。

なお、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切な場合等、株主の皆様の不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

#### Ⅳ. プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日に公表し、2018年6月1日に改訂した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記Ⅲ 1.「本プランの目的」にて記載したとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件としており、本株主総会において本プランに関する株主の皆様の意思を問う予定であり、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。また、本プラン継続後、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の合理的意思に依拠するものとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動についての決定は、上記Ⅲ 5.「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に記載のとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成されている独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重した上でなされるものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されています。

(5) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ 7.「本プランの適用開始、有効期限、継続及び廃止」にて記載したとおり、本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される当社取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する防衛策）でもありません。

以 上

(別紙1)

当社株式の状況 (2019年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 135,000,000株
2. 発行済株式総数 36,100,099株
3. 株主数 4,616名 (単元株主数、自己株除く)
4. 大株主 (上位10名)

| 株主名                                          | 持株数<br>千株 | 比率<br>% |
|----------------------------------------------|-----------|---------|
| 明治安田生命保険相互会社                                 | 2,395     | 6.73    |
| 損害保険ジャパン日本興亜株式会社                             | 2,293     | 6.44    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)                   | 2,162     | 6.07    |
| トヨタ自動車株式会社                                   | 2,070     | 5.81    |
| 株式会社みずほ銀行                                    | 1,518     | 4.26    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)                     | 1,488     | 4.18    |
| ヒューリック株式会社                                   | 1,231     | 3.46    |
| J. P. MORGAN BANK<br>LUXEMBOURG S. A. 380578 | 937       | 2.63    |
| 東京建物株式会社                                     | 933       | 2.62    |
| T P R 取引先持株会                                 | 880       | 2.47    |

(注) 1. 持株比率は自己株式 (519,601株) を控除して計算しています。(小数点第3位以下切り捨て)

2. 2019年5月24日現在、当社株式の大規模買付行為に関する提案はありません。

以上

## 独立委員会規程の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外有識者の中から、当社取締役会が選任する。
- ・独立委員会は、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由及び根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・独立委員会は、必要に応じて独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他外部の専門家）に対し、当社の費用負担により助言を得ることができる。
- ・独立委員会決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以 上



## 独立委員会の委員略歴

本プラン継続後の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

### 鶴 田 六 郎

1970年 4 月 東京地方検察庁検事  
2005年 4 月 名古屋高等検察庁検事長  
2006年 6 月 退官  
2006年 7 月 弁護士登録  
2007年 6 月 当社取締役（現任）  
2007年 9 月 J．フロントリテイリング(株)監査役  
2012年 6 月 (株)三井住友フィナンシャルグループ監査役  
(株)三井住友銀行監査役  
2015年 6 月 K Y B(株)取締役（現任）  
2017年 5 月 J．フロントリテイリング(株)取締役  
2017年 6 月 (株)三井住友銀行監査役（現任）

鶴田六郎氏は、当社の独立役員として選任し東京証券取引所に届出しております。

### 本 家 正 隆

1968年 4 月 日本銀行入行  
1990年 5 月 同行松山支店長  
1992年 4 月 同行大阪支店副支店長  
1994年10月 同行考査局次長  
1996年 5 月 同行発券局長  
1997年 8 月 山根短資(株)専務取締役  
1998年 8 月 同社代表取締役社長  
2001年 4 月 セントラル短資(株)代表取締役社長  
2007年 6 月 同社代表取締役会長  
2013年 3 月 金融広報中央委員会会長  
2016年 6 月 当社取締役（現任）

本家正隆氏は、当社の独立役員として選任し東京証券取引所に届出しております。

加 藤 敏 久

1978年 4 月 味の素(株)入社

1996年 7 月 同社 中央研究所専任部長

1998年 7 月 同社 本社研究開発部専任部長

2000年 7 月 同社 東海工場第一製造部長

2005年 4 月 同社 ファイン・医薬工業化センター長

2006年 7 月 同社 東海事業所長

2007年 7 月 同社 執行役員東海事業所長

2009年 7 月 同社 執行役員バイオ・ファイン事業本部AOC班長

2010年10月 同社 執行役員バイオ・ファイン事業本部

素材・用途開発研究所長

2011年 7 月 同社 常務執行役員研究統括補佐

オープンイノベーション担当兼知的財産部担当

2013年 7 月 同社 常務執行役員イノベーション研究所長

2017年 7 月 同社 アドバイザー（現任）

加藤敏久氏は、本株主総会で選任いただいた後、当社の独立役員として東京証券取引所に届出予定です。

以 上

## 新株予約権無償割当の概要

### 1. 新株予約権無償割当の対象となる株主及びその割当方法

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

### 3. 株主に割当てる新株予約権の総数

当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式の総数（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた株式数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

### 4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

### 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

### 6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

### 7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

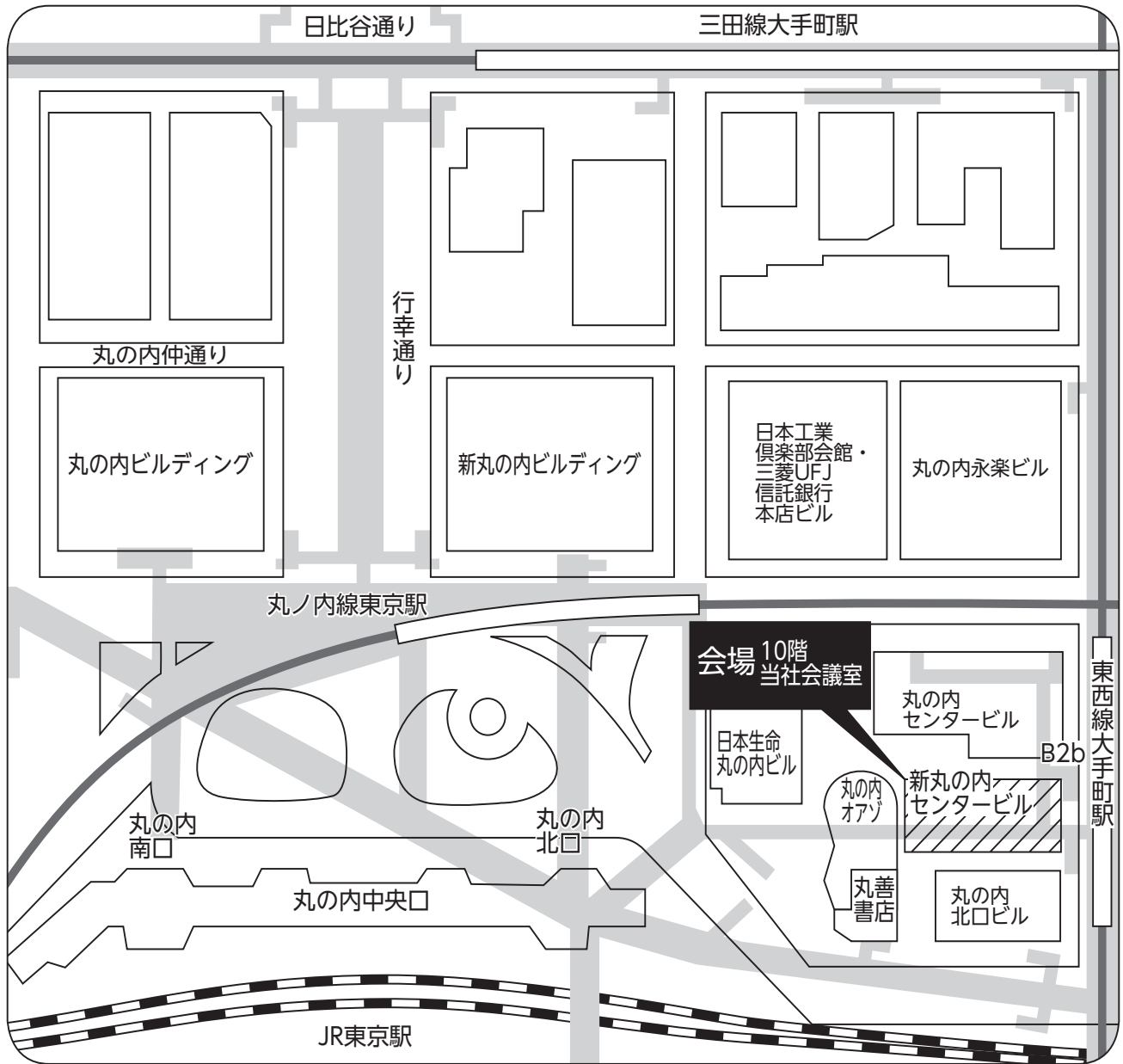
以 上

メ モ



# 株主総会会場案内図

(色塗り部分は地下通路です)



会 場 東京都千代田区丸の内一丁目6番2号 新丸の内センタービル10階

当 社 本社会議室

電 話 (03)5293-2811

- ・ JR東京駅丸の内北口より徒歩3分
- ・ 地下鉄大手町駅オアゾ直結口 (B2b) より徒歩1分

UD FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。